平成２６年（フ）第４６号
岩手県花巻市桜町２丁目104番地コーポさくら103号、旧住所岩手県花巻市桜町１丁目566番地９
破産者　安藤　恭子
１　決定年月日　平成27年３月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２５年（フ）第３１７号
愛知県一宮市開明字西出24番地２
破産者　五藤　幸代
１　決定年月日　平成27年３月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第３３１号
愛知県小牧市堀の内４―87―１　ＶＡＬＯＩＲ３階３Ｄ、住民票上の住所愛知県一宮市小信中島字柳枯草場1001番地９
破産者　川瀬　孝温
１　決定年月日　平成27年３月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第９８号
愛知県津島市唐臼町油田56番地、開始決定時の住所愛知県稲沢市稲沢町北山２丁目50番地１
破産者　文光秀こと　河口　光秀
１　決定年月日　平成27年３月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第３５７号
兵庫県西宮市甲東園３丁目１番19―303号
破産者　大谷　信吾
１　決定年月日　平成27年３月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第１３６号
和歌山市中島260番地グリーンフル中島201号
破産者　**𠮷**村　浩明
１　決定年月日　平成27年３月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１０２号
福岡県久留米市長門石３丁目３番15号
破産者　川島　稔大
１　決定年月日　平成27年３月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第１４３号
長崎県西海市大瀬戸町多以良外郷97番地１、旧住所長崎県西海市大島町1605番地60
破産者　川道　昭俊
１　決定年月日　平成27年３月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２６年（フ）第１４４３号
福岡市東区雁の巣１丁目36番６号
破産者　近藤　　賢
１　破産債権の届出期間　平成27年４月３日まで
２　一般調査期日　平成27年４月17日午前９時50分
平成27年３月10日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１８７６号
福岡県糟屋郡新宮町大字上府878番地１パージュ新宮、破産手続開始決定時の住所福岡県糟屋郡新宮町大字三代441番地１
破産者　長峰　進郎
１　破産債権の届出期間　平成27年４月３日まで
２　一般調査期日　平成27年４月28日午前11時15分
平成27年３月９日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第５１０４号
大阪市中央区南船場２丁目７番11号
破産者　株式会社日起
１　破産債権の届出期間　平成27年４月17日まで
２　一般調査期日　平成27年５月25日午後２時30分
平成27年３月13日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１５１号
愛媛県松山市安城寺町1118番地２　ベルメゾン安城寺603号
破産者　濵田美也子
１　破産債権の届出期間　平成27年５月１日まで
２　一般調査期日　平成27年６月25日午後１時20分
平成27年３月16日　　松山地方裁判所民事部

債権者集会招集

平成２６年（フ）第２６５号
愛知県岡崎市上地２丁目７番地３
破産者　道本　行泰
１　期日　平成27年６月１日午後２時40分
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成27年３月16日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２６年（フ）第３２５号
福岡市中央区高砂１丁目11番１号
破産者　ウイスコ株式会社
異議申述期間　平成27年５月11日まで
平成27年３月11日
福岡地方裁判所第４民事部

特別清算開始

平成２７年（ヒ）第２０１２号
東京都千代田区鍛冶町２丁目７番12号
清算株式会社　南興産株式会社
代表清算人　土屋　正昭
１　決定年月日　平成27年３月13日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２７年（ヒ）第２０１３号
東京都千代田区鍛冶町２丁目７番12号
清算株式会社　株式会社セーフティー・ガード
代表清算人　土屋　正昭
１　決定年月日　平成27年３月13日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２７年（ヒ）第２０１７号
東京都港区新橋２丁目10番５号
清算株式会社　株式会社オン・ビット
代表清算人　中川　一浩
１　決定年月日　平成27年３月13日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２７年（ヒ）第３号
鹿児島県霧島市隼人町小田632番地
清算株式会社　株式会社ノモト
代表清算人　森山　輝男
１　決定年月日　平成27年３月13日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
鹿児島地方裁判所加治木支部